

倉吉市上下水道局企業管理規程第1号

倉吉市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

倉吉市上下水道局事務分掌規程（昭和43年倉吉市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（課及び係等の設置）</p> <p>第1条 倉吉市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年倉吉市条例第43号）第3条第2項の規定により設けられた上下水道局に次の課及び係を置く。</p> <p>業務課 経営係、お客様係</p> <p>工務課 計画係、施設係、<u>給排水係</u>、<u>内水対策係</u></p>	<p>（課及び係等の設置）</p> <p>第1条 倉吉市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年倉吉市条例第43号）第3条第2項の規定により設けられた上下水道局に次の課及び係を置く。</p> <p>業務課 経営係、お客様係</p> <p>工務課 計画係、施設係、<u>配給水係</u>、<u>下水道係</u></p>

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。